

釧路港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和2年2月

釧路港港湾管理者

釧路市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 23 年 9 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成 23 年 11 月 交通政策審議会第 46 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 25 年 1 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成 27 年 3 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 令和 元年 11 月 釧路市地方港湾審議会

の議を経た釧路港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾の環境の整備及び保全	2
1. 港湾環境整備施設計画	2
II 土地造成及び土地利用計画	3
1. 土地利用計画	3

変更理由

西港区第3埠頭地区、第4埠頭地区において、土地需要の変化に対応し、背後の港湾関連用地との一体的な土地利用を図るため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

I 港湾の環境の整備及び保全

1. 港湾環境整備施設計画

土地需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画を変更する。

以下の既定計画を削除する。

既定計画			
西港区第3埠頭地区	緑地	1	h a
西港区第4埠頭地区	緑地	2	h a

Ⅱ 土地造成及び土地利用計画

土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を変更する。

1. 土地利用計画

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	海面処分用地	合計
西港区	第三埠頭地区	(12) 12	(23) 23		(7) 7		(4) 4						(46) 46
	第四埠頭地区	(17) 17	(48) 48				(7) 7						(72) 72

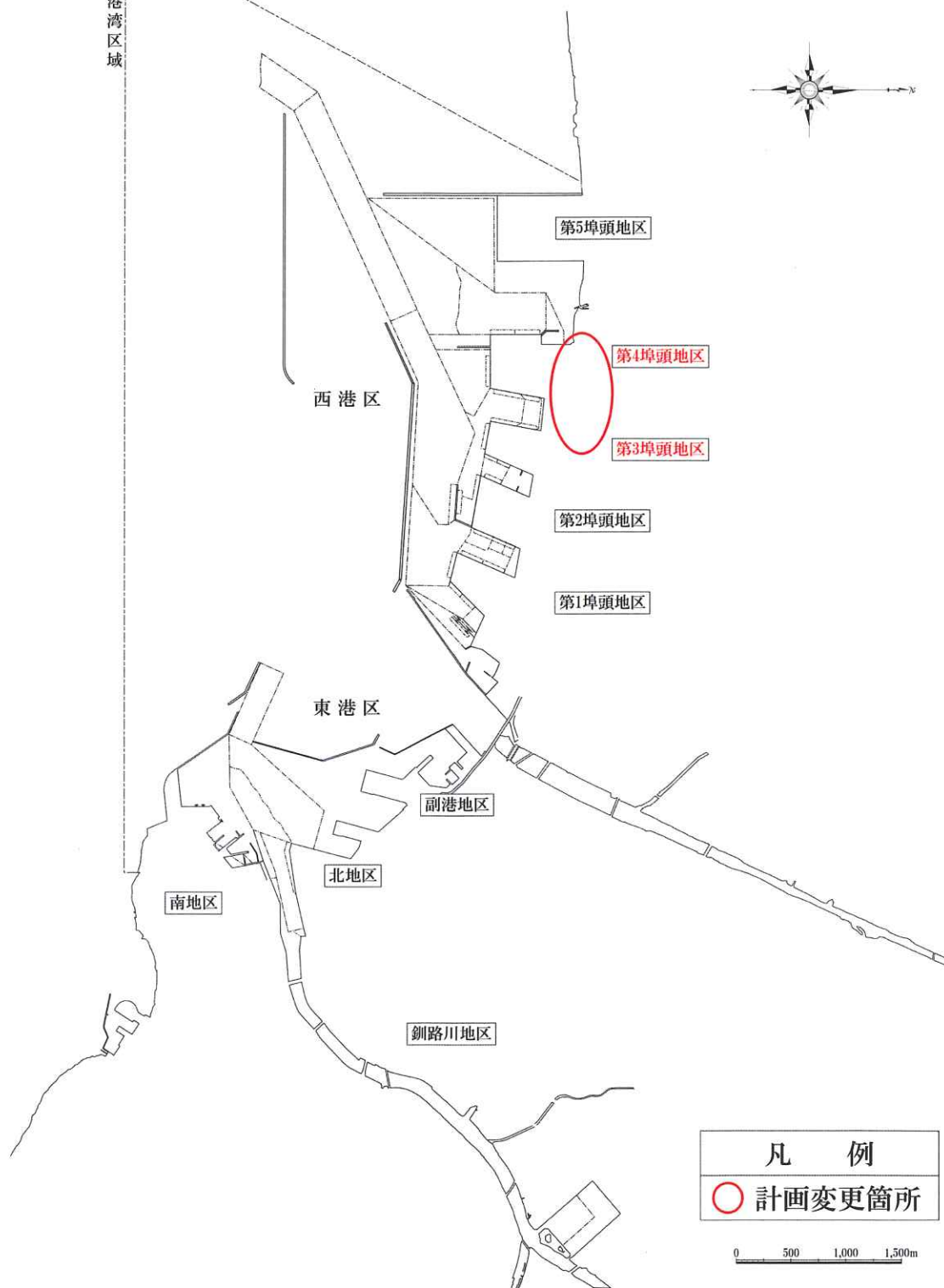
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

釧路港港湾計画位置図

釧路港港湾区域



城港路

